

保医発第0323001号  
平成18年3月23日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

#### 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

今般、「基本診療料の施設基準等」（平成18年厚生労働省告示第93号）が公布され、平成18年4月1日より適用されることとなったところであるが、激変緩和措置として、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発0306002号）の一部を次のように改正することとしたので、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

記

第4に次のように加える。

6 一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は障害者施設等入院基本料のそれぞれの施設基準のうち「当該病棟において、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師であること」については、看護師の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、看

護師の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、当該施設基準の規定にかかわらず、平成18年9月30日までの間は、「当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師であること」と取扱い、それぞれ849点、698点、643点又は884点を算定するものとする。

7 有床診療所入院基本料2の施設基準のうち「当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、1以上5未満であること」については、平成18年3月31日現在において有床診療所入院基本料II群4を算定している有床診療所に限り、次のとおり取扱うこととする。

(1) 看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関((2)に該当するものを除く。)であって、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成18年6月30日までの間は適用しない。

(2) 看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法の別表第三の各号に規定する地域に所在し、かつ、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成19年3月31日までの間は適用しない。